

司法院釈字第 509 号（2000 年 7 月 7 日）*

争 点

刑法における誹謗罪の規定は違憲であるのか。
(刑法誹謗罪之規定違憲?)

キーワード

表現の自由（表現的自由）、言論の自由（言論自由）、名誉毀損（誹謗罪）

解釈文：言論の自由は、人民の基本的権利であり、憲法一一条によって明文に保障されている。国家はそれを最大限の保護をすべきであり、そういうことによつて、個人の実現や真理の追及、そして政府及び社会活動の監督をすることなどの役割を發揮させることができる。しかしながら、個人の名誉、プライバシー及び公共利益の保護のため、言論の自由は、法律によって、放送の仕方などを、合理的に制限することはできないとは言えない。刑法三一〇条一項及び二項は、個人の法益を保

護するため、設けられた条文である。それらの条文は言論による他人の自由・権利を妨害することを防止するのに必要であり、憲法二三条の趣旨に合致している。また、同条三項前半において、誹謗の内容を真実であることと証明できれば、罰されないと規定している。この規定は、言論の内容が事実であるならば、その言論を保障し、刑罰権の範囲をもそれで限定する。この規定は、誹謗のことを持ち立てる人が言論の内容を、真実であることを証明できた場合だけ、刑罰にかけないと

*翻訳者：蕭 淑芬

いう意味に限定することではないのである。行為者は、言論の内容は真実であることを証明できなくても、所持する証拠や資料によって、真実であることを確信する相当な理由があった場合に、誹謗罪の刑罰をかけることはできない。同規定によって、検察官あるいは自訴者は、訴訟手続において、法律に課された、故意に他人の名誉を毀損する立証責任や裁判所の真実を発見する義務も免除されることはないのである。それ故、刑法三一〇条三項の規定は、憲法の言論の自由を保障する趣旨には抵触していないのである。

解釈理由書：憲法一一条は、人民の言論の自由を保障すべしと規定している。言論の自由は、自己実現、意見交換、真理の追究、知る権利の充実、世論の形成、そして、各政治的若しくは社会的な合理的活動の促進など、さまざまな機能を有するので、民主主義または多元な社会が発展するには、それは必要不可欠なシステムであり、国家がそれを最大限に保障しなければならない。だが、名誉、

或はプライバシー権など個人の法益の保護及び公共福祉の維持のため、国家は、言論の自由をその伝達方法により、適切な制限を加えることは、憲法に禁止されていないのである。制限の手段として、民事賠償或は刑事刑罰にすべきなのか、国民の法治精神及び他人の権利を尊重する度合い、現行民事賠償制度の機能、マスメディアに携わるジャーナリストの職業道徳規範を遵守する程度及びその規範に違反する場合に同業による制裁の効果などの要素を総合的に考えなければならない。わが国の場合には、現状的には、前述した各要素に基づいて考えて見れば、誹謗罪の存在は、違憲だと判断されがたい。また、他人の名誉を毀損する者は、賠償責任しか持たないことになると、お金持ちが勝手に他人の名誉を毀損することが許されることと同然であり、憲法の人民の権利を保障する本旨とは言がたい。刑法三一〇条一項は、「公然と事実を適示或は、人の名誉を毀損した者は、誹謗罪となり、一年以下の懲役若しくは禁錮又は五百元以下の罰金に処す

る」。同条二項は、「文字若しくは図画により前項の罪を犯した者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は千元以下の罰金」と規定したこととは、文字若しくは図画で他人の名誉を毀損した者を別項で違う刑罰を科することであり、他人の自由・権益を妨害することを防止するために必要であるとともに、憲法二三条に規定された比例原則には反していない。

刑法三一〇条三項前半には、「誹謗のことは、事実であると証明できれば、刑罰に処しない」。それは、言論の内容が真実であると判明した際に、他人の名誉を毀損する内容を適示若しくは伝述した者には、刑罰をかけないということを規定したものであり、話者が言論の内容の信憑性を証明しなければ、刑罰を逃れないと解釈されない。話者が言論の内容を真実であると証明できなくても、提出した証拠により、真実であると確信した相当な理由があれば、誹謗の罪とならない。また、前述した三項前半の規定は、刑事訴訟プロセスにおいて、検察官若しくは

自訴人は、行為者が故意で他人の名誉を毀損した證明義務又は裁判所の真実を発見する義務を免除することではない。従って、刑法三一〇条三項は、憲法に保障される言論の自由には抵触していないのである。

刑法三一一条は、「左に列挙した善意で発表した言論は、罰さない。一、自己防衛若しくは、合法的な利益を保護する言論。二、職務のため発表した公務員の言論。三、公評に付することのできる事項に対する適切な評論。四、政府及び自治体の議会、若しくは裁判所又は公共集会に関する記事を適切に記述する言論。」と規定している。これらは、誹謗罪に関する法定の阻却違法事項であり、その目的は、善意的な意見を発表する自由を保護し、憲法の規定に合致するしきみである。各事項に該当するかどうかは、法の適用する次元の問題であり、実際に裁判に携わる裁判所の権限であるので、解釈の標的でないのである。

本解釈は、蘇俊雄大法官、吳

庚大法官によるそれぞれの補充意見書がある。